

憲 法

(問 題)

2022 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～3頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 (100 点)

20××年、A県で稼働中の核燃料処理施設の安全性が国会で大きな議論となった。とくに、施設を稼働させる上できわめて重要な制御用コンピュータ・プログラムに、深刻な事故を引き起こしかねない欠陥があるのではないかという点が問題となった。当該プログラムに関する情報は、安全保障と直結する問題であるとして、特定秘密の保護に関する法律（以下、「特定秘密保護法」という。）により特定秘密の指定がなされていた。そこで、衆議院に設けられた特別委員会（国政調査権行使のために設けられた委員会）において、特定秘密保護法 10 条 1 項の規定にもとづき、秘密会を条件に、当該プログラムに関する情報が提供され、審議が行われた。

A県選出の衆議院議員Xは、特別委員会のメンバーとして、実際にプログラムに関する情報を見分した。Xはその際、プログラムの安全性に疑問を感じ、専門家に相談したいと考えていた。しかし、プログラムの内容が漏れると不正侵入など、重大なサイバー・テロを引き起こしかねないという政府側の説明もあったため、専門家への相談は行わなかった。

Xは翌年の衆議院議員選挙で落選したが、その後行われたA県議会議員選挙で当選し、県議会議員となった。その直後、Xのもとに、類似のプログラムの作成に関わったことのある専門家から、「確度の高い情報」として、上記のプログラムには事故を引き起こしかねない重大な欠陥があるのではないかという指摘が寄せられた。Xは、このままではA県住民の生命・健康に重大な被害が生じる可能性があり、なんとしても施設の稼働を停止させる必要があると考えるに至り、県議会の委員会での審議の際、この問題を取り上げ、特定秘密の指定を受けているプログラムの仕様の一部を示して、その危険性を訴えた。なお、A県の条例には、委員会を秘密会で開催することができる旨の定めがなく、委員会は原則通り公開で行われた。

政府は、専門家による検証の結果、指摘されたような問題はないとして、施設を稼働させ続けている。一方、Xがプログラムの仕様の一部を開示した直後から、サイバー攻撃が急増した。仕様の一部が明らかになったことで、プログラムのセキュリティ上の脆弱性を狙った攻撃が誘発されたとの推測もあるが真偽は不明である。このような状況の下で、施設は稼働を余儀なくされている。

以上の事情を背景として、Xは特定秘密保護法 23 条 2 項の罪により起訴された。

Xに処罰規定を適用することの合憲性をめぐり、違憲側（30 点）、合憲側（20 点）、それぞれ考えられる論拠を示したうえで、あなたは憲法論としてどのように考えるか（50 点）を詳細に論じなさい。

【参考条文】特定秘密の保護に関する法律

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

—以下、略—

第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

—以下、略—

〔以下余白〕